

トーナメント戦における審判競技詳細

1. 主審は、競技審判団の待機態勢を確認して、副審2名を伴って試合場中央に進む。中央にて各副審は赤白青旗一組を持って主審の左右に並ぶ。主審の合図で正面に向かって礼をした後、所定の位置に着席する。交代時も同様。(礼の深さは約20度、上着のボタンの掛け方なども揃えたほうが良い)
2. 主審は、副審及び進行・記録・計時・選技の各係員に、審判に必要な事項を確認することができる。主審のコールに対して、明らかなミスがあった場合(例えば、□□選手選技や、○対○で△△選手の勝ちなどのコールにおけるミス)、副審はもちろん、いずれの係員でも、即座に指摘し訂正を求めなければならない。この場合の合図は、挙手し、『主審!確認!』の発声をもって行う。
3. 主審は、必要があれば審判長に意見を求めたり、要請することができる。また、審判長は、主審に意見を述べたり、要請することができる(赤旗を上げて合図する)。これは、「公式戦における罰則規程」にかかわる重大な事態、選手の不測の事態、さらに主審の判定は正しいが観客から見て釈然としない場合や明らかに判定や進行に疑義が生ずるような事態に、速やかに対応する必要性から生まれたものである。また、審判長は、競技審判団の動向や審判技術上の観点からも、全試合を通して観察し、必要に応じて大会中又は大会後に対応しなければならない。このため、審判長はスコアラー兼メッセージャー要員を1名置くことができる。
4. 主審も副審も、必要に応じて最初の定位置を離れて審判することができるが、選手に威圧感を与えるような動きや選手が気になるような無駄な動きをしてはならない(例えば、のぞき込んだり、試技の最中に必要もないのに旗を動かすなど)。
5. 主審・副審は常に三位一体となって審判できるように努めなければならない。すなわち、主審・副審は常にその場に合った動きが求められる。副審は選手の試技の内容によっては全てを確認できない箇所が含まれていても、必ず判定の旗を上げなければならない。従って、疑わしいと判断した場合は赤旗を上げる。主審・副審が協議の必要を認めれば協議を行い主審が最終判断を下す。主審は協議内容と結果を整理して簡潔に試合会場内に報告しなければならない。
6. 両副審の旗の上げ方・タイミングは、無理に合わせる必要はない。これは、両副審が正しく判定しても、見る位置・角度が異なるために必ず一致するという必然性はないからである。しかし、不自然な相違が出る場合は、審判団の交代時に指摘し合い、その原因を速やかに解明し改善しなければならない。
7. [主審の優位性の確認]
競技の判定の決定権は主審がもつ。従って、副審の旗が上がるのを確認してから、『成功』又は『失敗』の発声をする必要はない。すなわち、主審は、副審が、試技の途中で赤旗を上げて、主審の判断で試技を続行させ独自に判定を下すことができる。また、副審は、赤旗又は白旗を上げたら、主審の成功失敗のコールがあるまで、その旗を下してはならない。選手の試技は、主審のコールによってのみ終了する。
8. 主審・副審は、練習行為やフライングなどで動作や試技を中止させる場合には、『待て』と発声する(下記項目15参照)。注意以上の罰則については、主審はその内容を簡潔に場内に報告し、記録係はこれを明記してその後の判定などに生かさなければならない。なお、罰則規定に基づく記録は所定の記録用紙(様式1)に記入し、全試合終了後に他の対戦成績とともに本部に提出しなければならない。
9. 選技については、各試合毎に同じ種目を引かないように、引いた技は必ずはずしておかなければならない(この時、引き終わった選技用くじは主審が選技回数を一目で分かるように、得点ボードの前などに並べて置くことが望ましい)。もし、誤って同じ技を引いた場合には、選技をやり直させなければならない。ただし、選手も含めて誰も気付かず、気が付いていても指摘が無く、そのまま進んで『始め』の合図があった以降は、選技のやり直しは行わない。選技の順番を間違った場合も、同様である。このような誤りが無いように、競技審判団は細心の注意が必要である。
10. タイム競技の場合は、主審は正面に背を向けて両選手の完了を同時に確認できる位置に移動して、片膝をついて構え、副審が青旗のみを手に行っているかを確認すると同時に選手が副審の正面に位置しているかを的確に判断して後、『構え、始め』と発声する。副審は、間髪いれずに技を判定し、青旗を直線的に水平に出したり、引っ込めたり、頭上に上げたりしなければならない。競技の完了については副審の青旗が同時にあがることもあり得るので、主審独自の判定が求められる。すなわち、主審は旗が上がるタイミングで判定するのではなく、実際の選手が行うタイム競技の最後の技の完了をもってどちらの選手が勝ったのかを判定しなければならない。いずれにしても、『それまで』と発声して判定結果を出す。判定の中で、まったく同時とみなされた場合には、主審の優位性により、やり直しという判定もあり得る。ただし、途中の試技については、主審は同時に両方の選手を公平に見ることができないので、その

判定の優位性は副審にあるものとする。

11. タイム競技中の副審の青旗を水平に上げるタイミングは、本規程集の「審判技術概要」にある通り、「技を失敗したまま次の技を行った場合、技を抜かした場合、不正な行為を行った場合は違反である」、「選手が違反を行った場合、担当副審はただちに青旗を上げる」である。その中で、特に以下のことを確認する。一周技の場合は、途中でいわゆるアテクションを行って、そのまま次の技を行った時点で青旗を水平に上げるのではなく、アテクションを行った時点で、不正な行為をしたとみなして、副審はただちに青旗を水平に上げなければならない。
 12. タイム競技においてミスジャッジが発生した場合、例1)最後の技の終了以前に副審が勘違いして、青旗を頭上に上げて試技終了の合図をしてしまった。例2)アテクションのとき青旗を水平に上げた。その後、正しく技をやり直したが青旗を下げるのを副審が忘れてしまった。このような問題が発生した場合でも、主審は試技を最後まで行わせる。そして、主審の『それまで』の発声の直後に、副審は主審に対して申告し、選手は主審に説明を求めることができる。主審は審判団と協議し、試合の流れ（副審の訂正の旗の降ろすタイミングと選手の反応等）を的確に判断して、最終的な判断を下す。明らかに、いずれかの選手に不利な場合は、再度タイム競技を行うこととする。
 13. 途中静止及び完全静止の目合わせは、大会直前に必ず審判団で行わなければならない。なお、途中静止の目安は「1秒」、静止技で終了する場合の目安は静止「3秒」である。また、技の判定について、疑問があれば事前に打合せの席で確認しておかなければならない。
 14. 競技審判団は、大会前日又は大会当日、正式な場において参加選手・観客等に対して競技説明が行われた以降は、たまたま見かけた選手の練習中の技が気になっても、公平を期すために注意や指導をしてはならない。また、競技ルール等に関する選手や指導者等の質疑は、事前に、文書にて本部にて受け付けるものとし、この回答は正式な競技説明の場において行うこととする。（これは、事前に規程集による周知を原則としているため、正式な競技時の説明はポイントのみになることを留意しての処置である）。
 15. 主審は、次のような場合、「成功」又は「失敗」の宣告の前段階で、『待て』と宣告し、副審との協議の上、判定を下すことができる。この場合のゼスチャーは、手の平を選手に向けて予備動作の後、当該選手の方へ伸ばすようにする。（高さは肩、腕は地面と水平）下記(1)～(3)の場合、その試技が一応「成功」と判定できる時期まで、そのまま試技を継続させた後、『待て』と宣告する（途中で更に明らかな失敗をした場合はその時点で『失敗』を宣言する）。主審は、『協議』と発声して副審を呼び、協議する。その後、協議した理由と判定結果を会場内にアナウンスした後、判定を下す。
 - (1) 主審としては、「成功」と判断しているのに、副審の1名又は2名が赤旗を挙げた場合。
*従って、副審の赤旗が2本挙がっても試技をやめないように選手によく指導しておく必要がある。（主審の優位性の確認）
 - (2) 主審としては、「失敗」と判断しているのに、副審の1名又は2名が白旗を挙げた場合。
※この場合、明らかに主審が「失敗」と判断した場合は、主審の優位性において、自信をもって判定すべきである。『待て』と宣告する場合は、副審の意見も参考にした上で、判定を下したいと主審が判断した場合である。
 - (3) 試技の途中で、選手が違反を犯したかどうか主審から見て疑わしい場合。又は、正しく判定するために、副審と協議した方がよいと主審が判断した場合。
*これは、例えば「宇宙一周」でけん先に乗せて玉が手に接触したかどうか、主審から見て判断に苦しみ場合。又は、例えば連続技における静止が完全かどうかなど、副審と協議した上で判定を下した方がよいと判断した場合。
- ※この場合の会場内へのアナウンス例は概ね以下の通りである。
- 例①：『ただ今の審議について説明いたします。
先ほどの○○選手の試技について、副審の赤旗が2本上がりました。主審の位置からは、失敗かどうか確認できず試技を継続させました。協議の結果、試技の途中で玉が手に接触するという違反行為があり、○○選手のこの試技は失敗とします。』主審は定位置に戻って『○○選手のただ今の試技は、失敗』とゼスチャーをつけて判定を行う。
- 例②：『ただ今の協議について説明いたします。
先ほどの○○選手の試技について、副審の白旗が2本挙がりました。主審から見ると、途中の静止が不十分と判断していましたが、念のため試技を継続させました。副審と協議した結果、ただ今の○○選手の試技は静止が不十分と判断し失敗とします。又は、静止が十分と見なし成功とします。』主審は定位置に戻って『○○選手のただ今の試技は失敗又は、成功』とゼスチャーをつけて判定を行う。
16. 審判のルールの原点は、「公平感」です。常に最善を尽くしてこれに努めなければなりません。

●タイム競技における主審と副審の役割と動作

(1) 主審・副審の役割

タイム競技に関しては、副審は試技の絶対的な判定を一任され、主審は最初のフライングと最後の技の完了時における勝負の絶対的な判定（副審の旗が上がるのを参考にするが、主審は旗の上がる先着のみならず、終了の先着の判定）を一任されるものとする。引き分けの場合は、もう一度タイム競技を行い勝敗を決する。

(2) 主審の動作

- ① 主審は『○対○により、タイム競技』と宣言して、両選手が見える観客席側に移動し、観客席に対して背を向け、片膝をついて構える。
- ② 選手の準備が整った後、『構え、始め』と発声する。
- ③ フライングがあった場合
 - ・ フライングをした選手に対して手を水平に上げ、手の平を選手に向けて『待て』と発声し、注意を与える。その場合の発声は『○○選手、注意』とする。
 - ・ フライングをした選手が初めての注意であれば、やり直しをさせ、2回目の注意であれば『○○選手、2回目の注意で失敗』と判定する。
- ④ 最後の技の先着を確認すると同時に『それまで』と発声し、試技を中止させる。
- ⑤ 元の位置に戻って『タイム競技の結果、○対△で□□選手の勝ち』と勝負判定を下す。

(3) 副審の動作

- ① 旗は青旗1本を使用する（赤旗・白旗は、椅子の下に丸めて置く）。
- ② 基本姿勢
 - ・ 椅子に深く腰掛ける。
 - ・ 左手は、左膝の上に置く。
 - ・ 右手は、体側につけて旗を真下に向けておく。
 - ・ むやみに手を動かさない。
- ③ フライングと認めた場合
 - ・ 旗を頭上に垂直に上げる（腕を耳につけるようにする）。
 - ・ 主審の判定が言い終わるまで、旗を降ろさない。
- ④ 技を失敗した場合
 - ・ ただちに旗を選手方向に水平に上げる。（旗の先端は、試技者から約1 m程度、試技の中心方向から左右約30度以内）
 - ・ 選手が技を正しくやり直すまで旗は上げ続けておく。
 - ・ 選手が技を正しくやり直し終えた場合、速やかに旗を元の位置に戻す。
- ⑤ 終了の位置
 - ・ 最後の技の終了と同時に、旗を頭上に上げる。
 - ・ 主審の判定が言い終わるまで、旗を降ろさない。

●判定の解説とポイント

1. 動作中断の禁止に関わる判定

- ・ 試技を開始した後は、動作を中断してから改めてやり直してはならない。ただし、動作中断後の“やり直し”は「反則」とするが、いったん止まってから、“そのまま「継続」する”ことは反則とはならない。
- ・ 「継続」と見なす例を示すと、灯台の試技のとき、けんを離して沈み込みを開始した直後にけんの揺れを確認して動作を止め、けんの揺れが収まるのを待ってさらに沈み込んだ場合は継続とみなす。（なお、試技開始後はけんを手を添えてはならない。）
- ・ 「中断」と見なす例は、はねけんの試技のとき、技を開始した後に、投げ上げようとしたけんが抜けなかったので、再び投げ上げるなど、あきらかに技の一連の流れを止める動作を行った場合は、動作を中断しやり直したと見なす。
- ・ 動作中断に関しては、「技の流れと中断の定義」（6-1）・「公式戦競技概要<競技説明>」（7-1）を参照のこと。

2. 静止及び時間制限に関わる判定

- ・ 静止技で終了する場合の静止時間は、約3秒とする。また、静止技から次の技に移行する場合の静止における指導上の目安は1秒以上とする。

- ・ 15秒、40秒ルールにおいて、主審は計時係の「15秒」「40秒」の合図（合図の方法は別途定める）を参考にして判定を下す。

3. 修正行為に関わる判定

手首ひねりは1度までは認めるが、指先でけん又は玉を一定方向にねじめることは握りの修正行為とみなし認めない。たとえば、「ろうそく返し」の技において、「ろうそく」完成後、玉穴の位置を好位置に修正しようとして、手首を1度ひねるのは良いが、けん先を指でねじって修正した場合は、認められない。

4. 選手の服装・礼儀に関わる規程の適用

けん玉以外の特定のスポーツの服装、特定の職業で一般的に制服とされている服装、特定の文化行事などで使われる服装、あるいは不潔・破れた服装など、また、試合前から他の選手に対して故意に妨害をしたり、氣勢を上げたり、飲食物を口に入れたまま試合に出場するなど、いずれも試合会場の良好な雰囲気を壊すようなものと審判団が判断した場合には、審判長又は審判員は、「公式戦における罰則規程」に則り、適切に処置する。ただし、全日本けん玉道パフォーマンス大会については、演技テーマに沿ったものであれば、公序良俗に反しない限り、この限りではない。

5. タイム競技に関わる判定

- ・ タイム競技の場合、たまたま双方が共にフライングして、しかもそれが共に2回目の注意となった場合は、共に失敗とみなし、勝者を決定することを優先して、再びタイム競技を行うこととする。
- ・ タイム競技の試合中に、双方の糸が切れた場合は、けん玉の修復後の検査又は代替えの検査を経て、改めて同時にスタートしてやり直す。けん玉がはずれてバラバラになった場合も同様とする。

6. 試技中における制限範囲に関わる基本的な判定

- ・ トーナメント戦（全日本けん玉道選手権大会等）における判定は以下の通りとする。
試技者は定位置にて試技を開始する。また、試技者でないものは定位置にて静かに待機する。またこれに従わない者には指導を与える。
- ・ 得点戦（日本けん玉協会杯等）における判定は以下の通りとする。
試技者は、定位置にて試技を開始する。また、この時、他の選手に接近された選手がそのために試技を失敗したと主審が認めた場合には、主審はその選手に対して試技のやり直しをさせることとする。さらに、試技中にけん玉が一瞬でも審判員に確認不能となった場合（例えば、完全に後ろ向きになって審判員の目からけん玉が一時的にせよ完全に消えた場合）には、その技は失敗とする。
- ・ 全日本けん玉道もしかめ選手権大会における判定は以下の通りである。
選手が競技中に対戦相手の定位置付近まで移動し、そのために対戦相手の競技に影響を与えたと主審が判定した場合には、当該選手を失格とする。
また、この時に接近された選手がそのために競技を失敗したと主審が認めた場合でも主審はその選手に対して再試技を認めず競技は終了する。記録は「中断（不慮の事故）等」とする。

(附則)

1. 平成12年10月29日 制定（従来慣行で実施していたものを当期日付けで成文化）
2. 平成16年1月1日 改正
3. 平成24年5月5日 改正
4. 令和元年5月10日 改正

表1

◆トーナメントの進め方 (進行係と主審の発声)

	役割	発 声
選手紹介	進行係	(ただ今より、△回戦を開始します。) 「△回戦、第◇試合、○○選手対□□選手」 (△回戦→準決勝→決勝戦)
礼	主審	「正面に向かって礼」 「お互いに礼」
選技1	主審 進行係	「○○選手、選技」 「1種目目選技、△番、□□」
1種目目	進行係 主審 進行係 主審 主審 主審	「○○選手1回目」 「始め」 「よし、成功」又は「失敗」 「□□選手1回目」 「始め」 「よし、成功」又は「失敗」 * 以下、先攻・後攻を入れ替えながら、勝負がつくまで、同じ要領で3回目まで行う。 「○○選手1本」又は「引き分け」
2種目目以降は、1種目目に準ずる。		
勝負がついた時	主審	「○○選手1本」 「☆対★で○○選手の勝ち」
タイム競技の場合	主審	「□□選手1本」又は「引き分け」 「○対○によりタイム競技」 「構え、始め」 「それまで」 「○○選手1本」 「☆対★で○○選手の勝ち」
礼	主審	「お互いに礼」 「正面に向かって礼」
	進行係	次の試合の案内をする